

野沢温泉スキー場管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、野沢温泉スキー場管理条例（令和2年野沢温泉村条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(借地料・雪上使用料)

第2条 条例第5条第2項並びに第6条第2項に定める借地料並びに雪上使用料は下記に定めるところによる。

野沢温泉スキー場借地料			単位：円
項目	リフト架線敷	建物敷・コース敷	雪上使用料
3.3㎡単価	236	118	59

(事前協議)

第3条 条例第9条第3項に規定する増改築等の規模は建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に準ずる。

2 条例第9条第3項に規定する増改築等の事前協議の申請は、野沢温泉スキー場管理条例業種変更・施設の増改築等事前協議書（様式第1号）及び別表に示す図書を添付して行うものとする。

3 条例第9条第4項に規定する事前協議の申請は、野沢温泉スキー場管理条例営業行為の継承事前協議書（様式第2号）及び別表に示す図書を添付して行うものとする。

4 条例第10条第1項に規定する事前協議の申請は、野沢温泉スキー場管理条例資産の譲渡事前協議書（様式第3号）及び別表に示す図書を添付して行うものとする。

5 条例第9条第3項並びに第9条第4項並びに第10条第1項の協議を行うものは、その30日前までに行うこと。

(審査結果通知)

第4条 条例第11条第5項に規定する審査会の決定は、野沢温泉スキー場管理条例審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(審査会)

第5条 条例第11条第1項に規定する審査会は、以下の事項について審議するものとする。

(1) スキー場の区域の改定に関すること。

(2) 借地料・雪上使用料の改定に関すること。

(3) 条例第9条第3項並びに第9条第4項並びに第10条第1項に基づく事前協議に関すること。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

図面 対象行為		①事業所の位置図	②事業所周辺の状況を示す図面	③事業所周辺のカラー写真	④配置図	⑤平面図
建築物・工作物	増築、改築、除去、大規模な模様替え（建替え）	○	○	○	○	○
	継承・譲渡	○	○	○	○	○
備考		縮尺 1/2500程度	縮尺 1/200程度	2方向以上		

年 月 日

（提出先）

野沢温泉村長

住 所

氏 名

電話番号

野沢温泉スキー場管理条例第9条第3項の規定により関係図書を添えて事前協議いたします。

記

- 1 協議地の所在及び地番 野沢温泉村大字 番地

- 2 協議の内容

- 3 設計者 住所
 氏名
 事務所名
 電話番号

- 4 添付書類

年 月 日

（提出先）

野沢温泉村長

住 所

氏 名

電話番号

野沢温泉スキー場管理条例第9条第4項の規定により関係図書を添えて事前協議いたします。

記

1 協議地の所在及び地番 野沢温泉村大字 番地

2 協議の内容

継承前	所有者氏名 住所	
	営業行為種別	
	その他	
継承予定者	継承予定者 氏名住所	
	営業行為種別	
	その他	
変更理由		

3 添付書類

年 月 日

（提出先）

野沢温泉村長

住 所

氏 名

電話番号

野沢温泉スキー場管理条例第10条第4項の規定により関係図書を添えて事前協議いたします。

記

1 協議地の所在及び地番 野沢温泉村大字 番地

2 協議の内容

譲渡前	所有者 住所氏名	
	営業行為種別	
	その他	
譲渡予定者	譲渡予定者 住所氏名	
	営業行為種別	
	その他	
変更理由		

3 添付書類

野沢温泉スキー場管理条例審査結果通知書

年 月 日

様

野沢温泉村長

野沢温泉スキー場管理条例第11条第5項の規定により審査結果を通知します。

記

1 通知の内容

2 理由